

杉並区オープンデータ推進ガイドライン

策定日 平成28年 9月26日

国は、平成26年3月に「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を示し、機械判読に適した状態で二次利用が可能なデータを公開するオープンデータの取組について、地方公共団体にその推進を求めているところである。

本ガイドラインは、オープンデータを通じた区民や企業等との協働の推進や区民の利便性の向上等を図るために、区におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性等について示すものである。

I オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータの定義

オープンデータとは、区が保有する公共データについて、区民や企業等が活用しやすいように機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能なルールの下に公開されたデータをいう。

2 オープンデータの取組を推進する目的

(1) 協働の推進、区民の利便性向上

区民や企業等と情報共有を図り、オープンデータを活用した協働を推進して、地域課題の解決や区民の利便性向上を図る。

(2) 区政の透明性・信頼性の向上

区が保有する公共データをオープンデータとして広く区民や企業等に公開することにより、区政の透明性を高め、区民との信頼関係の更なる向上を図る。

(3) 地域経済の活性化

区が保有する公共データをオープンデータとして公開することにより、企業等によるオープンデータを活用した新たなサービスやビジネスの創出が期待され、地域経済の活性化に寄与する。

II オープンデータの推進に向けた取組の方向性

1 オープンデータの公開・活用における基本的な方針

(1) 公開の対象とするデータ

区の保有する公共データについて、区民や企業等の利用ニーズを考慮し、データを所管する主管課において検討を行い、公開の判断を行う。公開に当たっては、データ

を所管する所属長の承認を得た上で公開することとする。特に、数値化された情報（統計情報、地図情報等）及び区公式ホームページにて既に公開されている情報については、オープンデータとして積極的に公開することを検討する。ただし、以下の情報は公開しない。

ア 個人情報

イ 公開によって特定の個人又は団体が不当に不利益を被ると考えられる情報

ウ その他、法令等の規定により公開することが適切でない情報

（2）データ形式

アプリ・サービスへの取り込みやデータ分析が容易に行えるよう、可能な限り CSV 等の機械判読に適したデータ形式で公開するよう努めることとする。また、データレイアウトは、機械判読に適した仕様になるように努め、データの更新や新たなデータを追加する場合は、可能な限りデータレイアウトを変更しないよう努めることとする。

（3）利用条件

ア 利用条件の原則

オープンデータとして公開する情報は、原則として営利目的を含めた二次利用を認めることとする。

イ 利用条件の表示

各データの利用条件を分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（※1）」を使用し、利用条件を表示することとする。

なお、オープンデータの利用条件については、原則として「CC-BY（※2）」による公開を検討する。

ウ 利用条件の例外

第三者の権利が含まれているデータや個別法令による制約がある等の理由により営利目的での利用やデータの改変が認められない場合は、制限に応じた利用条件を表示することとする。

（4）データの公開及び更新

オープンデータを公開する場合は、当該データの利用ニーズを考慮し、適時適切な公開に努めることとし、当該データの更新に関しても同様とする。

なお、データの公開及び更新をした際は、区公式ホームページ等により速やかに情報発信を行い、周知を図るよう努めることとする。

（5）データの公開期間

オープンデータの公開期間については、長期にわたるデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、個々のデータの性質に応じて設定する。また、公開期間を経過したデータは速やかに削除する。

（6）第三者が権利を有する情報を含むデータの取扱い

区が保有するデータの中には、外部委託等の成果物や、区民・事業者等から提供さ

れる情報を含むものがある。そのため、第三者が著作権等の権利を有している情報をオープンデータとして公開する際は、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で調整するよう努めることとする。

(7) 二次利用のために必要な情報の表示

データを公開する上で、情報の時点、作成日、内容等の二次利用するために必要な情報を可能な限り提供することとする。

(8) 免責事項等の表示

オープンデータの利用者に向けて、利用に当たっての注意事項や二次利用を含めたオープンデータの利用により損害を生じた場合に区が責任を負わない旨等について定めた利用規約を明示することとする。

2 適用の範囲

本ガイドラインは、区長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び区議会事務局に適用する。

3 データの公開方法

(1) 区公式ホームページ

オープンデータは、区公式ホームページの公開手順に準じて、区公式ホームページにおいて公開することとする。

(2) 区公式ホームページ以外のオープンデータサイト

上記(1)で掲載したオープンデータに関し、区公式ホームページ以外のオープンデータサイトへ掲載しようとする場合においては、主管課でその必要性を検討し、当該データを所管する所属長の承認により行うこととする。

《参考：用語解説》

※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

※2 CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。